

令和6年度

中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金 公募要領

この補助金に申請するには

★府条例に基づく対策計画書を大阪府へ届け出る必要があります。

★脱炭素経営宣言を行っていただく必要があります。

1 補助事業の目的

中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金（以下「本補助金」という。）は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成17年10月28日大阪府条例第100号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、対策計画書を届け出た中小事業者に対して、当該計画書に基づき実施する省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入（以下「設備更新等」という。）の効果的な取組みを支援することにより、2025年日本国際博覧会開催を契機として、中小事業者の自律的・計画的な脱炭素経営への転換を促進することを目的とします。

2 対象事業

大阪府は、本補助金の目的に資するため、対策計画書に位置付けた設備更新等の取組みであり、かつ設備更新等の前後において、次に掲げる要件のうちいずれかを満たす事業とします（※1参照）。

- (1) 事業所全体の年間エネルギー使用量を1%以上削減する事業
- (2) 事業所全体の二酸化炭素排出量を年間1t-CO₂以上削減する事業

【留意点】

※1 最新の設備更新等を実施するにもかかわらず、(1)、(2)のいずれも満たさない場合は大阪府にご相談ください。

3 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次の全てを満たす中小事業者（※2参照）です。

- (1) 大阪府内の工場・事業場に係る対策計画書（※3参照）の届出を行い、この計画書に基づき設備更新等を行う者
- (2) 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行った者（※4参照）

リース（詳細は「8 リースを利用する場合」参照）、オンサイトPPAモデル（詳細は「9 オンサイトPPAモデルで申請する場合」参照）を活用する場合も申請可能です。

ただし、以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員、もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

- ・その他従業員に暴力団又は暴力団密接関係者がある者

【留意点】

- ※2 中小事業者とは、次のいずれかに該当する方とします。
 ただし、**府内の事業所全体で使用する年間エネルギー量が原油換算で1,500kLを超える中小事業者**（以下「**特定事業者**」という。）は除きます。
- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（「みなし大企業」は除く。）
 - ・医療法人、社会福祉法人、学校法人で、常時使用する従業員の数が300人以下の方
 - ・財団・社団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模の方
 - ・特別の法律に規定する組合及び連合会であって、中小企業基本法第2条に規定する業種に記載の従業員規模以下の方
 - ・個人事業主
- ※3 中小事業者（特定事業者以外の事業者）による対策計画書の任意届出制度は以下をご参照ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/ondankaboushi_jourei/ondanka_todokede.html

[本件の問い合わせ先]

脱炭素・エネルギー政策課 気候変動緩和・適応策推進グループ 電話：06-6210-9553

- ※4 脱炭素経営宣言登録制度は以下をご参照ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/datsutanso_sengen/index.html

[本件の問い合わせ先（登録申請について）]

（一財）大阪府みどり公社 大阪府地球温暖化防止活動推進センター

電話：06-6266-1271

[本件の問い合わせ先（制度について）]

脱炭素・エネルギー政策課 気候変動緩和・適応策推進グループ 電話：06-6210-9553

4 補助対象経費

本補助金の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、**本補助金の交付決定後に発注を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費（表1参照）**が対象となります。

表1 補助対象経費（※5参照）

経費区分	内容
設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

【留意点】

- ※5 「運搬」は設備を設置場所へ運搬するための費用、「据付け」は据付作業に係る固定材、架台等の設置費用やクレーン車のレンタル費用、「調整」は試運転に係る費用となります。なお、太陽光パネルは単位定格出力あたりの額となります。
- また、次の経費は**補助対象外**です。
- ・公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - ・振込手数料（補助事業者が負担してください。）
 - ・本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、業務費、事務費、撤去・処分費

5 補助金額・補助事業実施期間

本補助金の補助金額及び補助事業実施期間は次のとおりとします。

(1) 補助金額

設備	補助金の額	補助金の額の上限
省エネルギー設備	設備費の3分の1以内	300万円
太陽光パネル	2万円/kW	
定置用蓄電池	設備費の3分の1以内	

(2) 補助事業実施期間

補助事業は、本補助金の交付決定日以降に実施してください。また、実績報告書の提出期限（令和7年2月28日（金））に間に合うように補助事業を完了してください。

6 応募方法

次の応募書類を令和6年9月30日（月曜日）午後6時までに大阪府行政オンラインシステムで提出してください。大阪府行政オンラインシステムで申請できない方はご相談ください。

※予算がなくなり次第、交付申請の受付を終了します。

なお、申請書類に不足がある場合、正式に受理できません。申請書類一式を揃えていただいた方から順に受理しますので、よくご確認のうえ申請してください。

[応募書類（※6参照）]

- 01- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 02- 事業計画書（様式第1号別紙）（※7参照）
- 03- 省エネルギー量、CO₂排出削減量の算定根拠資料（※8参照）
- 04- 要件確認申立書（様式第1-2号）
- 05- 暴力団等審査情報（様式第1-3号）
- 06- 個人情報使用同意書（府の指定様式）
- 07- 中小事業者であることを証明できる資料（※9参照）
- 08- 更新前と更新後の省エネ設備の仕様書・カタログ等（太陽光パネル及び定置用蓄電池は導入予定の設備のみで可）
- 09- 更新前と更新後の省エネ設備の配置場所等を示す図面（太陽光パネル及び定置用蓄電池は設置予定場所を示す図面で可）（※10参照）
- 10- 見積書の写し（※11参照）
- 11- 納税証明書（国税及び府税に未納がないことが証明できるものであって、発行日から3カ月以内のもの）の写し（※12参照）
- 12- （賃貸物件で工事を行う方）賃貸借契約書の写し及び建物所有者の承諾書（※13参照）
- 13- （法人の方）履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（3か月以内の発行のもの）の写し
- 14- （リースを利用する方）リース料金の設定根拠資料及びリース会社と設備利用者との契約書案（詳細は「8 リースを利用する場合」参照）
- 15- （オンサイトPPAモデルで申請する方）料金の設定根拠及び発電事業者（PPA事業者）と需要家との契約書案（詳細は「9 オンサイトPPAモデルで申請する場合」参照）
- 16- （個人事業主の方）本人確認書類（免許証の両面、健康保険証、住民票等）の写し
- 17- （個人事業主の方）営業に必要な許認可証

[大阪府行政オンラインシステム]

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/daa06871-a8c8-4292-84a1-f3764827df89/start>



〔問合せ先〕

おおさかスマートエネルギーセンター（脱炭素・エネルギー政策課内）

TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259

E-mail: eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後6時まで）

【留意点】

- ※6 公募要領及び応募書類等の様式は、次のホームページからダウンロードしてください。
https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/plan_subsidy.html
- ※7 シート「事業計画書1～4」の黄色網掛部分は数値が自動計算されます。また、シート「事業計画書5（既存設備写真）」は、以下の点にご留意ください。
 - ・設備の種類や個数が複数ある場合は、シートを適宜コピーしてご対応ください。
 - ・複数の設備を1枚の写真に収めていただいても構いません。ただし、個々の設備が小さく写っており目視で確認できない場合は、写真の再提出をお願いすることがあります。
 - ・照明は、全器具の写真の提出は不要です。機種ごとに1枚ずつ提出してください。
 - ・太陽光パネル及び定置用蓄電池は、設置予定場所の写真を掲載してください。
- ※8 メーカーや施工業者などの専門業者にご相談ください。省エネ診断を受診された方は、診断報告書を提出してください。
- ※9 中小企業者：①業種、②資本金、③従業員数、④出資関係（出資者と出資比率、又は株主と持ち株比率）のわかる資料（法人事業概要説明書など）
各法人など：雇用契約を締結している全従業員数（パート・アルバイト等含む。派遣労働者除く。）がわかる資料（名簿のコピー等）、許可証の写し（中小企業団体等）
個人事業主：開業届の写し
- ※10 画面には設備の位置や型番を明記してください。また、一枚の画面に更新前と更新後の設備の情報を記入していただいても構いません。
- ※11 同一仕様（同一製品）による2社以上の見積書（申請日時点で有効なもの）を提出してください。なお、一般的な市場価格と乖離している場合は補助対象外とする場合があります。
- ※12 国税の納税証明書については、中小企業者や各法人・団体は「その3の3」を、個人事業主は「その3の2」を提出してください。
- ※13 承諾書の様式は任意です。

7 選定方法

(1) 選定の考え方

要件を満たしたものについて、予算の範囲内で先着順とします。ただし、公募期間中に補助金交付申請額の総額が予算額に達した場合は、途中で公募受付を終了することがあります。

(2) 選定結果

選定結果については、書面にて郵送で通知します。個別の選定結果に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

8 リースを利用する場合

以下の点に留意してください。

- ・設備利用者とリース事業者等は共同申請を行うこととし、リース事業者を代表事業者、設備利用者を共同申請者としてください。（様式第1号）。
- ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を提示してください。
- ・同一事業において、設備購入とリースを併用できません。

- ・リース契約の内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約と判断される場合は対象外です。
- ・設備を法定耐用年数期間、継続的に使用する契約としてください。なお、法定耐用年数を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は可とします。

9 オンサイトPPAモデルで申請する場合

以下の点に留意してください。

- ・自家消費を目的としたものを対象とします。
- ・PPA事業者と需要家が直接PPA契約を締結してください。
- ・設備の法定耐用年数が経過するまでに、PPA事業者と需要家との契約において、補助金の全額（太陽光パネルのみ導入時）又は5分の4以上（太陽光パネルと定置用蓄電池のセットで導入時）をサービス料金の低減等により需要家に還元してください。
- ・サービス料金から補助金（全額又は5分の4以上）が減額されていることを証明できる書類を提示してください。
- ・設備を法定耐用年数期間、継続的に使用する契約を締結してください。
- ・補助対象設備の設置先の需要家に変更がある場合であっても、新たな需要家の間で本補助事業によって設置した補助対象設備から継続して電力を供給するPPA契約を締結する場合は、補助金の返還の対象となりません。ただし、新たな需要家は、特定事業者を除く中小事業者に限ります。

10 その他注意事項等

- (1) 本補助金の交付決定者に関する情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、施設の名称、所在地を大阪府ホームページにて公表します。
- (2) 審査の結果、補助金交付申請額を減額して交付決定を行う場合があります。
- (3) 個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、個人情報の保護に関する法律及び大阪府個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報や機密情報が漏洩・滅失することのないよう適切に取り扱います。また収集した情報は、法律・条例の規定に基づき、利用目的の範囲内のみ利用し、目的外の利用をすることはありません。
- (4) 必要に応じて、追加で書類の提出を求めることがあります。

11 交付決定後の留意点

- (1) 本補助金の交付は、補助事業完了後の精算払いとなります。補助事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。
- (2) 事業内容を変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除く。）しようとする場合は、事

前に承認を得る必要があります。

- (3) 補助事業実施期間中における補助事業の中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (4) 本補助金の申請の取下げは、原則、交付決定を受けた日から10日以内に交付申請取下承認申請書を提出することにより行うことができます。
- (5) 補助事業の適正な執行状況を確認するため、補助事業者に対して報告を求めるほか、現地にて帳簿書類や補助事業の実施状況等を確認することがあります。
- (6) 補助事業実績報告書は、補助事業が完了した翌日から30日以内又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までにご提出ください。
- (7) 最終的に補助事業者へ支払われる本補助金の額は、補助事業実績報告書等の内容を審査した上で決定します。審査の結果、交付決定額を減額して実際の補助金交付額を確定することがあります。また、実際の補助金交付額が交付決定額を上回ることはありません。
- (8) 本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間のいずれか長い方の間保存してください。
- (9) 本補助金により取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (10) 交付決定後の手続きについては、交付決定者に対して別途メール等でお知らせします。
- (11) 補助事業終了後、大阪府が開催する講演会、セミナー等で取組事例の発表等をお願いする場合がありますので、ご協力ください。
- (12) 本補助金の交付決定者は、大阪府のクレジットを活用した脱炭素経営促進事業への参加及び認証されたクレジットの公益社団法人2025年日本国際博覧会協会又は大阪府への寄附等にご協力ください。

[本件の問い合わせ先]

脱炭素・エネルギー政策課 気候変動緩和・適応策推進グループ 電話：06-6210-9553

- (13) 本補助金は「チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）ーDX・カーボンニュートラル型ー」の対象となります。この制度は、府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方を対象に、設備資金（設備に付随する運転資金を含みます。）を融資する制度です。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/246/00115458/20setsubipdf>